

情報セキュリティ基本方針

SBI エクイティクラウド株式会社

令和2年7月1日

(目的)

- 第1条 顧客情報を始めとして当社の情報資産の保全は、経営上の最重要課題の一要素として認知されており、紙などの実体物を媒体とした「文書情報資産」、コンピュータやネットワークを媒介したデジタル情報としての「システム情報資産」に対して、適切な安全対策を実施し、故意、過失、偶然などの発生原因として認知される恣意・意図性の有無を問わず、管理の不備から誘発される事故（不正アクセス、紛失、改竄、漏洩等）からの保護を目的として本規程を制定する。
2. 前項の目的を達成するため、運用・管理の実践に関して「情報セキュリティ管理規定」を定めるとともに、本規程とあわせて「情報セキュリティポリシー」とする。
3. 情報セキュリティ全般に係わる事項は、関連法令、諸規則に準拠するほか、情報セキュリティ管理規程、取締役会の決議に準拠する。

(定義)

第2条 本規程に用いる用語を以下のとおり定義する。

① 情報セキュリティ

当社の保有する情報資産を当社の認知されない状態での変更・複写・改変・削除等の行為や破壊・盗難および漏洩等の不正行為から保護し、かつ正当な権限を持つものだけがその必要に応じて当社の情報資産を使用できる基盤を整備することまたは、この目的に即して整備された環境（状態）をいう。

② 情報資産

「文書情報資産」と「システム情報資産」の集合体をいう。

③ 文書情報資産

システム情報資産以外で有形無形の状態を問わず、顧客情報、個人情報、当社の業務および、経営情報の総体をいう。

④ システム情報資産

情報システム（次号に定義）および、情報システムにて取り扱うデータ・各種情報とこれらを媒介する記憶媒体・記録媒体（取り外し可能な可搬型含む）の総体をいう。

⑤ 情報システム

組織体（または社会・個人）の活動に必要な情報の収集・蓄積・処理・伝達・利用にかかわる仕組みをいう。広義には、人的機構（組織体および社会の仕組みを指し、その中には、その組織体または社会を構成する人間および実施手順、規則、制度、法律などが含まれる）と機械的機構（コンピュータのハードウェア、ソフトウェア、データベース、通信・伝送装置、保管・蓄積装置、記録媒体などがある）からなる。

⑥ 個人情報

生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）であって、この情報を形成する氏名、性別、生年月日、住所、年齢、職業、続柄等の事実に関する情報に限らず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関する判断や評価を表すすべての情報および、これらの映像、音声による情報をいう。

⑦ 顧客情報

個人・法人の別なく当社の顧客全てに関して当社が保有する一切の情報をいう。

⑧ 役職員

当社の組織内にあつて直接的または、間接的に当社の指示・監督を受けて業務に従事している雇用関係の有無（雇用関係のある者：執行役員、社員、臨時社員等、雇用関係にない者：取締役、監査役、派遣社員等）を問わず全ての者をいう。

⑨ 職員

役職員のうち、取締役および、監査役を除く者をいう。

（基本方針）

第3条 情報資産の管理は、以下の原則に準拠する。

① 機密性

正当な手順を経て当社が許可した者に限定した情報資産に対するアクセスまたは、同様な手順を経た情報資産の利用開示に対する認可のコントロールを行うこと。

② 完全性

当社の保有・管理する資産情報の正確性および、適切な保守を通して保全性を維持すること。

③ 可用性

当社の保有・管理する情報資産の利用者が正規の利用範囲において、常時期待する情報が適切に利用できる状態にあること。

④ 責任追跡性

当社の保有・管理する情報資産の利用状況を常時モニタリングし、その異常もしくは、不正使用等について適切なタイミングと内容で検出できる態勢を構築・維持すること。

⑤ 信頼性

当社の保有・管理する情報資産の利用者が、利用者の意図する完全性を具備した情報の入手ができること。

（適用範囲と遵守義務）

第4条 情報セキュリティポリシーは、当社の役職員に適用される、これを遵守しなければならない。

2 当社の業務を委託もしくは委任する場合は、本ポリシーに準拠しなければならない。

3 情報セキュリティポリシーの規程に違反した者は、就業規則に従い懲戒処分を受ける場合がある。

（管理体制）

第5条 情報セキュリティ管理実践のために、以下の管理体制を整備する。

(1) 情報セキュリティ管理責任者を配置する。

(2) 情報セキュリティ管理責任者は、各部門のセキュリティ管理の運営を実施するとともに、各部門における情報資産取扱いの管理・指導を実践する。

(3) 情報セキュリティに掛かる業務は、以下のとおりとする。

① 文書情報資産の管理に関する業務

② システム情報資産管理に関する業務

（社内諸規定・規則との関係）

第6条 社内諸規程・規則の制定、改廃にあたっては、情報セキュリティポリシーとの平仄を保つために整合

性に留意するとともに、各条項の全てについて逐次内容の確認・精査を行うものとする。

(定期的な見直し)

第7条 情報セキュリティポリシーを構成する「情報セキュリティ管理規定」については、実践的な規則を定めた規則であるという性格を認識し、定期的な見直しを実施するものとする。

(監査)

第8条 情報セキュリティポリシーに規定された事項の運用状況について監査を実施する。

2 監査業務は、監査遂行に十分な経験と技量があると認められる外部機関に委託できるものとする。

(所管)

第9条 本規程の所管は、システム部とする。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、取締役会の決議による。

以 上